

道路の安全を確保する法律を審議

平成30年2月2日、「道路法の改正に関する法律」が閣議決定され、国会へ提出された。

同法案は、道路の改良に対する国費率の引き上げ措置を10年間(平成39年度末まで)延長するとともに、道路管理の充実による安全性の更なる向上と、物流上重要な道路網の機能強化等を図るため、占用物件の維持管理や重要物流道路制度の創設等の措置を講ずることとなる。

近年の道路を取り巻く社会情勢に鑑み、国民の安全・安心の確保や生産性向上による成長力の強化等に資する道路財源の確保、道路の老朽化に対応するための適用期間を10年間延長する必要がある。また、占用物件の維持管理や重要物流道路制度の創設等の措置を講ずることとなる。

近年の道路を取り巻く社会情勢に鑑み、国民の安全・安心の確保や生産性向上による成長力の強化等に資する道路財源の確保、道路の老朽化に対応するための適用期間を10年間延長する必要がある。また、占用物件の維持管理や重要物流道路制度の創設等の措置を講ずることとなる。

近年の道路を取り巻く社会情勢に鑑み、国民の安全・安心の確保や生産性向上による成長力の強化等に資する道路財源の確保、道路の老朽化に対応するための適用期間を10年間延長する必要がある。また、占用物件の維持管理や重要物流道路制度の創設等の措置を講ずることとなる。

振

警察庁のまとめによると、平成29年の交通事故による全国の死者数は3,694人で、統計を取り始めた昭和28年以降で最少となった。これは、国、地方公共団体、民間が一体となって対策に取り組んだ成果であろう。一方、死亡事故件数については、65歳以上のドライバーによるものが、807件(平成29年11月末時点)と全体の27.7%を占めており、死亡事故件数における高齢ドライバーの割合は高い水準で推移している。また、高速道路における逆走は2日に1回の割合で起きており、その約7割が65歳以上のドライバーによるもので、高齢ドライバーの交通事故対策は依然として大きな課題である。

高齢ドライバーの交通事故削減に向けて

高齢ドライバーの交通事故削減に向けて

これら高齢ドライバーの交通事故削減に向けて、昨年3月、認知症対策を強化した改正道路交通法が施行

された。75歳以上のドライバーを対象に、3年に1度の免許更新時の認知機能検査で、「認知症の恐れ」(第1分類)と判定されると、全員が医師の診断を受けることが義務付けられた。では、法改正による効果はどうであったのだろうか。法施行後の半年間に認知症と診断され、実際に免許の取り消しや停止に至った者は697人で、免許更新時に検査を受けた75歳以上のドライバー約111万人のわずかに0.06%にすぎなかった。

一方、免許の自主返納件数については、前年の約1.4倍(平成29年11月末時点)増加しており、法改正や高齢者事故に対する世間の関心の高まりを背景に一定の効果も上がっている。しかしながら、都道府県別の自主返納率をみると上位は東京や大阪などの都市部が目立

ち、公共交通手段が少ない地方の率が低いのが懸念される。事実、地方では自家用車が通院や買い物などの生活の足となり、免許がないと生活が成り立たない高齢者も多い。今の日本は国民の4人に1人が65歳以上の高齢社会であり、免許保有

者における高齢者の割合は右肩上がりで見られる。これまでも免許を持ち続けるか返納するかは、高齢者の実状や運転の特性を踏まえ、既に欧米で実施されているような、時間、場所、車両速

度等の限定条件付き免許の速やかな導入により解決を図る道があってもよいのではないだろうか。高齢ドライバーの運転の特徴は距離が中心であり、8割のドライバーが普段の走行距離は20km以内である。また、死亡事故を起こした75歳以上のドライバーの事故原因(平成27年)のうち、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる死亡事故が全体に占める割合は、75歳未満のドライバーと比べ、およそ10倍と際立って高い。例えば限定条件は、「運転は一般道のみとし高速道路は不可」、「運転時間は日中(日の出から日没まで)に限る」、「運転可能車両は自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置搭載車(いわゆるサポカーS)」とするなど、ドライバー個々の判断力や身体能力に応じて、きめ

細かく条件を付すのはどうか。実技検査や診断者の体制整備のほかコストの問題など解決しなければならぬ課題は多いが、日本の高齢化の進展を踏まえれば、高齢ドライバーの交通事故対策は待たない状況である。今後、日本は諸外国には例をみないスピードで高齢化が進む。国立社会保障・人口問題研究所(平成29年推計)によると、平成48年には、国民の3人に1人が65歳以上となり、およそ50年後の平成77年には、2.6人に1人が65歳以上の社会を迎えるとされる。自動運転技術をはじめ、先進安全技術の開発・推進により、日本が諸外国に先駆けて高齢社会における安全・安心な移動への良きモデルとなるよう、現状の取り組みを加速するとともに、新たな視点での取り組みを期待したい。

平成30年度 道路ふれあい月間 推進標語募集

3月15日(木)まで

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等の各種活動の推進に努めているが、この一環として、平成30年度「道路ふれあい月間」推進標語を広く一般から募集する。

道路は、国民の日常生活や経済活動に欠くことのできない重要な公共施設である。道路と親しみ、ふれあい、安全に、共に楽しく利用し、次世代に受け継いでいきたいと思います。

【応募資格】小学生以上

【応募期間】平成30年3月15日(木)まで(当日必着)

【応募方法】

【応募部門・賞】(小学生の部) 最優秀賞1作品、優秀賞2作品 (中学生の部) 最優秀賞1作品、優秀賞2作品 (一般の部(高校生以上)) 最優秀賞1作品、優秀賞2作品

【入賞作品の発表・使用】入賞作品は決定次第、ご本人に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ等で発表する。

【発表】「道路ふれあい月間」期間中に国土交通省から賞状及び楯を贈呈。

詳しくは国土交通省ホームページで http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000932.html

新名神高速道路 川西IC～神戸JCT

～高槻JCT・ICから神戸JCTが全線開通～

平成30年3月18日(日) 開通予定

首都高速10号晴海線 晴海出入口～豊洲出入口

～防災機能・アクセス機能の強化～

平成30年3月10日(土) 開通予定

新名神高速道路の沿線での物流施設等の立地が促進され、この5年間で物流施設の立地面積の累計が約8倍増加している。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。



新名神高速道路の沿線での物流施設等の立地が促進され、この5年間で物流施設の立地面積の累計が約8倍増加している。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。

沿線での更なる企業立地の促進や雇用の創出が期待される。

高速道路の主な工事に伴う通行止め・規制情報

- 【通行止め】
◆松山自動車道 大洲南IC～西予宇和IC
3月26日(月)～3月30日(金) 各日20:00～6:00
4月2日(月)～4月6日(金) 各日20:00～6:00
【工事規制】
◆大分自動車道 湯布院IC～日出JCT
1月29日(月)～年4月27日(金) 終日対面通行規制
【料金所設備工事】
◆阪神高速5号湾岸線
魚崎浜入口 2月5日(月)～3月3日(土)
◆阪神高速7号北神戸線
前開入口 2月19日(月)～3月29日(木)
◆阪神高速11号池田線
神田入口 2月26日(月)～3月26日(月)
◆阪神高速14号松原線
喜連瓜破入口 2月19日(月)～3月17日(土)
平野入口 3月5日(月)～3月31日(土)